



平成28年5月11日

各 位

会 社 名 広栄化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 津田 重典
(コード：4367、東証第2部)
問合せ先 総務人事室 (広報)
(TEL. 03-6837-9300)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の当社第155期定時株主総会に以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

- (1) 当社は、定款上の本店を大阪市に置いてまいりましたが、営業規模、役員・従業員の在籍状況及び本社機能等の各面において、既に関東地区に重点を移しております。つきましては、定款上の本店所在地を千葉県袖ヶ浦市に変更するものであります(変更案第3条)。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下「改正法」といいます。)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能のさらなる強化を通じてコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図る観点から、監査等委員会設置会社へ移行するため所要の変更を行うものであります。
- (3) 改正法により会社法第427条に定める責任限定契約の対象が拡張されました。つきましては、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするべく現行定款第21条を変更案第23条のとおりに変更するものであります。なお、当該定款変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (4) その他執行役員制度の廃止に伴う修正及び上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 平成28年6月24日(金)
定款変更の効力発生日(予定) 平成28年6月24日(金)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 当社は本店を <u>大阪市</u> に置く。	第3条 当社は本店を <u>千葉県袖ケ浦市</u> に置く。
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、取締役会、 <u>監査役、監査役会</u> および会計監査人を置く。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、 <u>監査等委員会</u> および会計監査人を置く。
第5条 (略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第9条 (略)	第6条～第9条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第10条～第12条 (略)	第10条～第12条 (現行どおり)
第13条 株主総会は、社長が招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第13条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第14条～第15条 (略)	第14条～第15条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第16条 当社に取締役 <u>10名以内</u> を置く。 (新設)	第16条 当社に取締役 <u>15名以内</u> を置く。 <u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任)	(選任)
第17条 取締役の選任は、株主総会において、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> (新設)	第17条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u> <u>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>

<p>② (略)</p> <p>(任期) 第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役の中から会長および社長各1名を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第20条 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。会長欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></u></p> <p>④ (略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期) 第18条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第19条 取締役会は、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>② 取締役会の決議により、取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会) 第20条 取締役会は、<u>取締役会長</u>が招集し、その議長となる。取締役会長欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>② 取締役会招集の通知は、各取締役に<u>対し</u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第21条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
---	---

(新 設)

(社外取締役の損害賠償責任)

第 2 1 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 2 2 条 当社に監査役 5 名以内を置く。

(選任)

第 2 3 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任期)

第 2 4 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 2 5 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を定める。

(監査役会)

第 2 6 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

(社外監査役の損害賠償責任)

第 2 7 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の

(報酬等)

第 2 2 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の損害賠償責任)

第 2 3 条 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（会社法第 2 条第 1 5 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤監査等委員)

第 2 4 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を定めることができる。

(監査等委員会)

第 2 5 条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

<p><u>規定により、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>28</u>条 (略)</p> <p>(剰余金の<u>配当</u>決定機関) 第<u>29</u>条 (略)</p> <p>第<u>30</u>条～第<u>31</u>条 (略)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第<u>26</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の<u>配当等</u>の決定機関) 第<u>27</u>条 (現行どおり)</p> <p>第<u>28</u>条～第<u>29</u>条 (現行どおり)</p>

以 上